

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査

表1 年度別受診者数

区分	総数	男	女
2019年度	124 868	79 864	45 004
2018年度	129 204	84 853	44 351
2017年度	123 031	80 976	42 055

表2 特定健康診査契約別実施数

区分	受診者	個別契約		集合契約	
		数	%	数	%
男	79 864	77 718	97.3	2 146	2.7
女	45 004	39 825	88.5	5 179	11.5
計	124 868	117 543	94.1	7 325	5.9

個別契約：医療保険者（健保）と個々の契約に基づき健診を実施したもの
集合契約：契約取りまとめ団体との契約に基づき健診を実施したもの

表3 特定健康診査保険者別実施数

区分	受診者	全国健康保険協会		組合健康保険(※)		国民健康保険	
		数	%	数	%	数	%
男	79 864	13 493	16.9	64 573	80.9	1 798	2.2
女	45 004	9 365	20.8	32 617	72.5	3 022	6.7
計	124 868	22 858	18.3	97 190	77.8	4 820	3.9

※組合健康保険には共済組合も含む

表4 特定健康診査対象別実施数

区分	受診者		被保険者				被扶養者			
			計	%	40-64歳	%	計	%	40-64歳	%
	65-74歳	%			65-74歳	%				
男	79 864	72 387	79 749	99.9	72 312	99.9	115	0.1	75	0.1
		7 477			7 437	99.5			40	0.5
女	45 004	39 837	40 013	88.9	35 667	89.5	4 991	11.1	4 170	10.5
		5 167			4 346	84.1			821	15.9
計	124 868	112 224	119 762	95.9	107 979	96.2	5 106	4.1	4 245	3.8
		12 644			11 783	93.2			861	6.8

表5 メタボリックシンドローム判定結果

区分	受診者		基準該当				予備群該当				非該当			
			計	% ¹⁾	40-64歳	% ²⁾	計	% ¹⁾	40-64歳	% ²⁾	計	% ¹⁾	40-64歳	% ²⁾
	65-74歳	% ²⁾			65-74歳	% ²⁾			65-74歳	% ²⁾			65-74歳	% ²⁾
男	79 864	72 387	15 847	19.8	13 938	19.3	11 967	15.0	11 025	15.2	52 016	65.1	47 393	65.5
		7 477			1 909	25.5			942	12.6			4 623	61.8
女	45 004	39 837	1 877	4.2	1 546	3.9	1 872	4.2	1 683	4.2	41 171	91.5	36 524	91.7
		5 167			331	6.4			189	3.7			4 647	89.9
計	124 868	112 224	17 724	14.2	15 484	13.8	13 839	11.1	12 708	11.3	93 187	74.6	83 917	74.8
		12 644			2 240	17.7			1 131	8.9			9 270	73.3

1) 受診者合計に対するそれぞれの該当群合計の割合
2) 対象年齢群合計に対する該当群の割合

表6 階層化結果

区分	受診者	積極的支援		動機づけ支援		情報提供	
		数	%	数	%	数	%
男	72 387	11 331	15.7	6 399	8.8	54 642	75.5
女	39 837	1 352	3.4	2 876	7.2	35 583	89.3
計	112 224	12 683	11.3	9 275	8.3	90 225	80.4

※正規の階層化がされる受診者（40～64歳）に対し計上した。

 特定保健指導

表1 特定保健指導 実施数 (2019/4/1~2020/3/31)

	積極的支援		動機付け支援	
	初回支援実施数	途中終了者数	初回支援実施数	途中終了者数
男	75	6	72	3
女	21	5	58	3
総数	96	11	130	6

保健指導サービスの品質管理に関する方針

神奈川県予防医学協会の定めた理念に基づいて、顧客の信頼が得られる質の高い保健指導の品質管理に関する方針を定める。

1. 総合健康支援機関として高質で真に価値あるサービスを創造していくために、保健指導の品質管理体制を確立する。
2. 高質な保健指導を目指し、その品質向上に努め、顧客の健康と信頼の確保に寄与する。
3. 総合健康支援機関として、高質な保健指導の普及に努め、広く社会に貢献する。

2009年8月27日 制定
 (公財)神奈川県予防医学協会 保健指導品質管理委員会